

定 款

一般社団法人 沖縄和僑会

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

当法人は、一般社団法人沖縄和僑会と称する。
英文では Okinawa Wakyo Kai と表示する。

第 2 条 (本店の所在地)

当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 21 番 1 号國場ビル 8 階に置く。

第 3 条 (目 的)

当法人は、海外で起業する人、企業のリーダーを目指す人を総ての「和僑」とし、これらの人達の育成と支援に尽力する。ならびに世界のさまざまな企業との交流により、「和僑」メンバーの事業発展に貢献することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 和僑会および海外でのビジネス展開に関する情報の収集・提供
2. 海外ビジネス展開のための勉強会、事業発表会、国内外セミナー、シンポジウム、講演会等の開催
3. 海外を主とした金融、経済、産業、市場に関する調査・研究
4. 海外ビジネスの視察、事業プレゼンテーションおよびマッチング事業に関する事
5. 海外向けのビジネス展開を目指す人材の育成
6. 海外でのビジネス展開に向けた経営コンサルティング業務
7. 各種出版物の印刷・製本
8. 各種広告ならびに各種宣伝に関する業務の受託
9. 他の和僑会との情報交換会および会員相互の親睦扶助に関する事
- 10 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 5 条 (公告の方法)

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会 員

第 6 条 (会員の種類)

本会の会員は、正会員および賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会したもの

第 7 条 (会員資格)

本会の会員は、別途定めるところによる一定の資格基準を有していなければならない。

第 8 条 (入 会)

本会に入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第 9 条 (入会金および会費の納入等)

1. 本会の会員は、総会において別に定めるところにより、入会金および会費を納めなければならない。
2. 前項の会費の徴収の時期および方法その他必要な事項は、理事会で定める。

第10条 (会員資格の喪失)

本会の会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき
- (4) 当該会員が死亡したとき、または失踪宣告を受けたとき

第11条 (退 会)

会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出し、理事会の承認を得て退会することができる。

第12条（除 名）

本会の会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会において出席構成員の3分の2以上の議決によってこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款または総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 事業年度開始から、催促を経て、3カ月以内に会費を納入しないとき

第13条（権利の喪失）

退会した者、または除名された者は会員として一切の権利を失い、すでに納入した会費その他の資産に対して何等請求することができない。

第 3 章 役員等

第14条（役員の種類および選任と人数）

1. 当法人には、次の役員を置く。
 - (1) 代表理事 1名
 - (2) 副理事 3名
 - (3) 理事 8名以上15名以内(代表理事、副理事の数を含む)
 - (4) 監事 1人
2. 理事および監事は、総会において選任する。
3. 代表理事および副理事は、理事の互選によって定める。
4. 理事および監事は、相互に兼ねる事ができない。
5. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。
6. 監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

第15条（役員職務）

1. 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事は、理事会を構成し業務の執行を決定する。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産および会計を監査すること

- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 財産、会計および業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、若しくは総会または理事会を招集すること

第16条（役員任期）

1. 理事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 監事の任期は4年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 補欠（または増員）により選任された理事および監事の任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。
4. 理事または監事は、辞任し、または任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（役員解任）

1. 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第18条（役員に対する報酬）

役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

第19条（事務局）

1. この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長その他の職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。
4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第20条（種 別）

1. 当法人の会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。
2. 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

第21条（構 成）

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、代表理事、副理事、その他の理事をもって構成する。

第22条（会議の権能）

1. 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。
2. 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第23条（会議の開催）

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
3. 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

第24条（招 集）

1. 総会および理事会は、代表理事が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会の日々の7日前までに通知しなければならない。
3. 前項の規定は、理事会についても準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。

第25条（議 長）

総会および理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、第23条第2項第3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選任する。

第26条（定足数）

総会は、構成員の2分の1以上、理事会は、理事会の2分の1以上の出席をもって成立する。

第27条（議 決）

1. 総会および理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 総会および理事会において、第24条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

第28条（書面表決等）

1. やむを得ない理由のため、総会または理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。
2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
3. 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第26条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

第29条（議事録）

1. 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数および理事会にあつては、理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議長および出席した理事は前項の議事録に署名または押印する。
3. 前項の議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 基金

第30条（基金の拠出）

1. 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3. 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所および方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 計算

第31条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第 7 章 定款等の変更と解散

第32条（定款の変更）

定 款

この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

第33条（解 散）

当法人は理事会および総会において、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

第34条（残余財産の処分）

1. 当法人が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員数の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の法人または団体に寄附するものとする。
2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 附 則

第35条（細則）

この定款に定めるもののほか、必要な細則は、理事会の議決を得て代表理事が別に定める。

第36条（最初の事業年度）

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立から平成 24 年 12 月 31 日までとする。

第37条（設立時役員等）

当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	金城和光
設立時理事	有銘寛之
設立時理事	西條友和
設立時理事	島袋利信
設立時理事	田畑充明
設立時理事	長嶺善憲

設立時理事	仲本直子
設立時理事	宮里大八
設立時理事	吉田康秀
設立時理事(副理事)	栗田智明
設立時理事(副理事)	佐久本学
設立時理事(副理事)	徳嶺勝信
設立時代表理事	金城和光
設立時監事	作田陽介

第38条(設立時社員の氏名または名称及び住所)

設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員1	住所	沖縄県島尻郡南風原町字本部434番地の19号 D76
	氏名	赤嶺太介
設立時社員2	住所	沖縄県糸満市字潮平717番地の2 レオパレス TK207号
	氏名	當間幸治
設立時社員3	住所	沖縄県宜野湾市真志喜1丁目27番地13号
	氏名	當山聖和

第39条(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人沖縄和僑会設立のためのこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年6月 14 日

設立時社員	赤嶺太介	印
設立時社員	當間幸治	印
設立時社員	當山聖和	印